

## 択一式問題の読み方

問題文を確認する上で重要なのが、素早く内容を把握することです。  
そのための方法として、第1回目は、論点分けに関して記載していきます。

問題文には、論点が1つの場合と複数の場合があります。  
論点が1つの場合には、分解する必要はありませんが、複数ある場合には、有効な解き方です。

論点を分けるとは、問題文のポイントを明確にしていく作業になります。  
合わせて、論点（ポイント）ごとに正誤を明確にしていきます。

論点を分ける方法は、接続詞を中心に前後を分けていきます。

具体例 平成30年問4ア

労働基準法第1条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされているが、この「標準家族」の範囲は、社会の一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。

平成30年の問題文を論点分けしていきます。

- ①接続詞の「が」に○を付ける。
- ②論点ごとに「 」を付ける。
- ③論点ごとに正誤を付ける。

「労働基準法第1条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされているが」、この「標準家族」の範囲は、社会の一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。」

上記の場合、論点は2つ。

労働基準法第1条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされている

この「標準家族」の範囲は、社会の一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。

平成 30 年の問題は、後半の論点が誤りになります。  
設問のように「標準家族」に関して定義付けされていないので誤りです。

「労働基準法第 1 条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされているか」、「この「標準家族」の範囲は、社会の一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。」

上記のように問題文を読みながら論点ごとに正誤を付けていくと、見直しの際にも瞬時にどの個所で正誤を判断したのか明確になります。

#### ■まとめ

社労士試験で論点を分けるキーワードは、「が」の接続詞が大半です。  
「が」を中心にして論点を分けしていきます。

通常、複数の論点が見受けられる場合、後半の論点に正誤があることが大半です。  
(過去問を確認いただければ明確です。)

#### 接続詞のまとめ

- 逆説：前段の結果とは逆の結果となる流れ  
⇒が
- 順接：前段を理由として、結論となる流れ  
⇒したがって、つまり、
- 並列：  
⇒また、および、かつ、ならびに
- 列挙：事柄を並べる場合  
⇒最初に、次に、1つは…
- 例示：具体例を挙げる場合  
⇒例えば
- 言換：前段の内容を言い換える場合  
⇒つまり、すなわち